

宜野座村景観むらづくり計画

概要版

景観むらづくりのめざす姿 ※下記に示す基本理念に基づき、景観むらづくりのキャッチフレーズとして掲げます

自然(水・緑・光・風)と文化を感じて暮らし 心がかよう風景づくり
～人が主役となって 地域の価値を高める協働の景観むらづくり～

景観むらづくりの基本目標

1. 自然環境を大切にした景観むらづくり
2. 風土や伝統が培った歴史や文化が息づく景観むらづくり
3. 暮らしや営みを豊かにし、心地よさが感じられる景観むらづくり
4. 周辺環境と調和した地域のにぎわいや交流を創出する景観むらづくり
5. 村民と事業者、行政等の協働で進める景観むらづくり



背景と目的

宜野座村は沖縄本島のほぼ中央に位置し、ガラマン岳等の山々、宜野座福地川等の河川が発達するなど、豊かな自然環境に恵まれています。また、十五夜アシビ等の伝統行事や御嶽等の文化資源が多く、各地域の貴重な景観資源として息づいています。

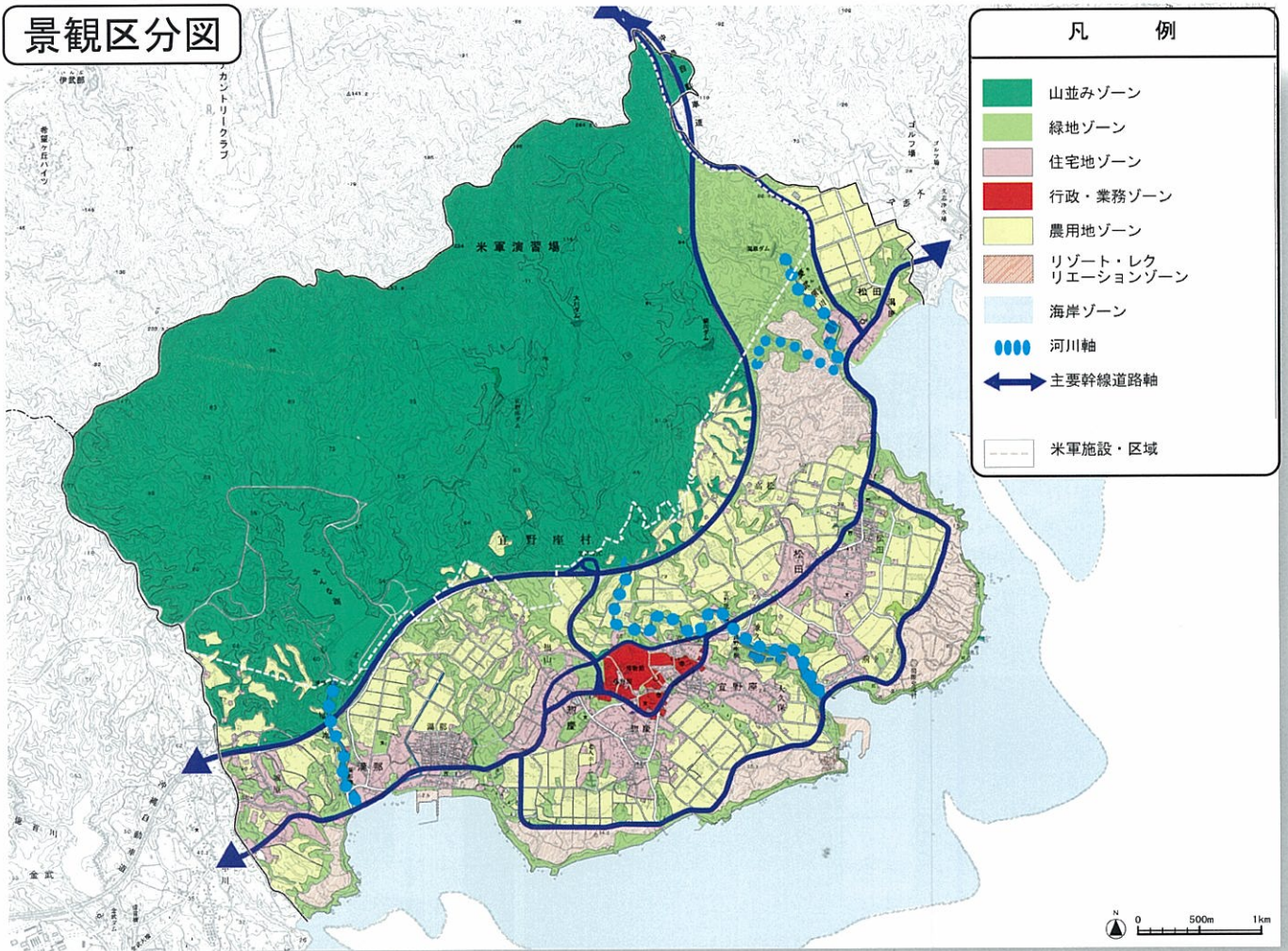
一方、村内においても、近年、県内外の開発事業者による海岸部のリゾート開発や各地域での民間アパート等、新規開発の動向が活発化しつつあり、良好な景観が阻害されること等が懸念されています。

このようなことを踏まえ、村民・事業者・地域と行政がともに、心豊かな地域の美しい風景を守り・育て・創造し、良好な景観を次世代に継承することを目的に景観計画を策定しています。

基本理念

- 自然環境を根幹とした美しい景観を村民共通のかけがえのない資産として未来に引き継ぐため、**心が和み、五感で豊かさを感じる**ことのできる景観むらづくりに取り組みます。
- 景観むらづくりを進めていくことは、地域固有の資源等に対する愛着心を育み、**地域の活性化や価値を高めていく**ことにもつながります。
- 景観むらづくりの担い手は**村民一人ひとり**であり、その地域の価値を高めていくためには、**人が主役**となって、景観むらづくりに対する思い等を共有し、協働による景観むらづくりに取り組んでいきます。
- 「景観10年、風景100年、風土1000年」といった長期的で持続的に活動を積み重ねることによって、互いに協力しあつた**心に残る風景づくり**をめざします。

景観区分図



ゾーン別方針

山並みゾーン

- ①本村のシンボルとして、永続的に保全します。
- ②未来を担う子どもたちの財産となる亜熱帯の森(イタジイ等)を育成・活用します。

緑地ゾーン

- ①山と海をつなぐ緑地や水辺を保全・育成します。
- ②自然や生態系の環境に配慮します。
- ③地域の骨格やシンボルとなる緑地景観づくりを推進します。
- ④地域の歴史文化を伝える御嶽林などの保全を推進します。
- ⑤緑豊かな田園風景を創出します。
- ⑥本村を縁取る海岸の緑や地形を保全・回復します。

住宅地ゾーン

- ①既存集落の包護する御嶽林、屋敷林、地域資源を保全・回復します。
- ②集落空間を感じさせる通りや広場の景観を整えます。
- ③ゆったりとした集落景観を保全・回復します。
- ④歩いて楽しい沿道景観を形成します。
- ⑤山並み等の緑との調和を図ります。

行政・業務ゾーン

- ①本村の中心地区にふさわしい顔となる魅力的な空間を創出します。
- ②にぎわいと統一感のある沿道景観を形成します。
- ③安心して楽しく歩ける沿道景観づくりを進めます。
- ④周辺の景観に配慮した広告物や看板等の設置等を促します。

農用地ゾーン

- ①自然となじむ田園風景を守ります。
- ②うるおいのある農道景観を形成します。
- ③赤土流出対策につながる景観づくりを進めます。

リゾート・レクリエーションゾーン

- ①海岸の自然環境との調和を図ります。
- ②にぎわいと交流を促します。

海岸ゾーン

- ①自然の砂浜や干潟、イノーを保全・活用します。
- ②河口部を保全・回復します。
- ③自然や生態系の環境に配慮します。

景観形成基準（一部抜粋）

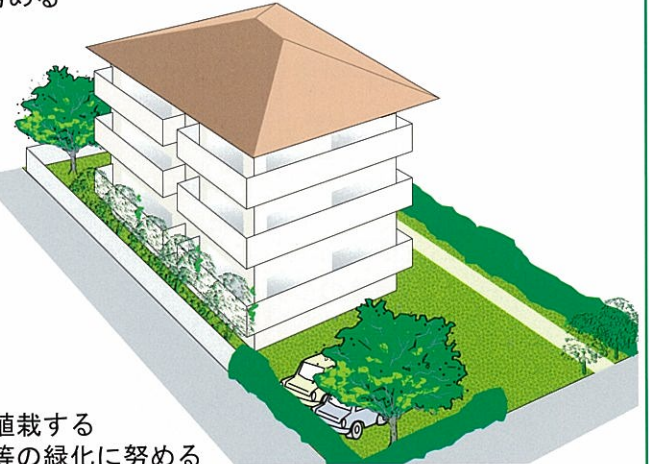
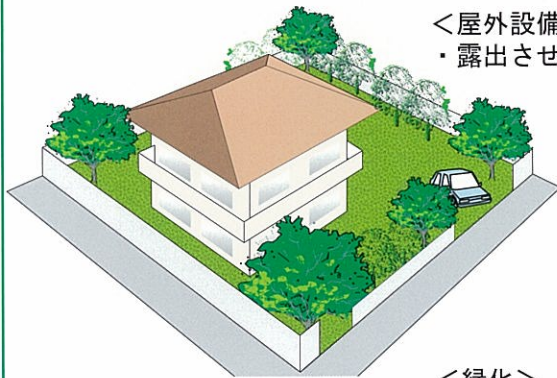
景観むらづくり計画 には示されている景観形成基準の一部を紹介します。詳しくは宜野座村企画課カウンター、又は宜野座村ホームページまでご参照ください。

項目	基準	山並み	緑地	住宅地	行・業	農用地	リゾート	海岸
配置 及び 高さ	①周辺景観との調和に配慮した配置や規模とする。	●	●	●	●	●	●	●
	②山並み等の稜線を遮らない配置や高さとする。	●	●	●	●	●	●	●
	③敷地周辺に山林等樹木が多くある場合は、周辺の樹木の高さ以内に努める	●	●	—	—	—	—	—
	③原則10m以下とする。ただし、リゾート施設はその限りではない。	—	—	●	●	●	●	—
	③暴風・防潮林の高さ以内に努める	—	—	—	—	—	—	●
	④敷地がまとまりある農地、集落、文化財、地域のシンボル等の景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。	●	●	●	●	●	●	●
	⑤道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感や威圧感を感じさせない配置及び高さとする。	●	●	●	●	●	●	●
⑥壁面等は前面道路から可能な限り後退し、敷地内に陽だまりとゆとりを確保するように工夫する。	●	●	●	●	●	●	●	
⑦リゾート・レクリエーションゾーンにおけるリゾート施設の建物は、道路や海岸からの眺望景観への配慮や、近隣住民・歩行者等へ光と風の流れを提供できるよう、低層建築と高層建築（コテージ型とタワー型等）の配置等を工夫する。また、海岸から陸側への視点を妨げないように、海岸近くは低層建物、海岸から充分後退した高層建築（塔状の形態等）に努める。さらに自然の風の流れを最大限に活かせるよう、建物の長軸を海から陸（または陸から海）方向に配置するように工夫する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。	—	—	—	—	—	●	—	
色彩	①落ち着いた色彩を基調とし、周辺との調和に配慮した色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	②屋根の色彩は、極端な高彩度、低明度を避ける。	●	●	●	●	●	●	●
	③建築物の外壁は、自然景観に対して違和感が生じないように、周辺の色調や建築物の規模に留意し、色彩の対比及び調和の効果について配慮する。	●	●	●	●	●	●	●
	④建築物の外壁は、着色していないコンクリート、金属、ガラス等は除き、極端な高彩度、低明度を避ける。また、宜野座村景観むらづくり庁内連絡会議や審議会等の承認を得たもの、あるいは、歴史的又は文化的な事由により、当該色彩以外の使用が社会通念上認められている場合は、その限りでない。	●	●	●	●	●	●	●
	⑤幹線道路沿い店舗・事務所の場合、色彩は、彩度を控えめにしたり、対比の強い配色を避けるなど、派手過ぎないものとし、周辺との調和に配慮する。	—	—	—	●	—	—	—
	⑤リゾート施設の色彩については、海崖緑地や海浜、背景にある山並み等の自然景観と調和し、亜熱帯リゾートの雰囲気演出するものとし、高層建築物等の大きいものについては、彩度を抑えた色彩とする。	—	—	—	—	—	●	—
敷地 の 緑化	①1敷地に1本以上の樹木を植栽する。ただし、狭小な敷地等の場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	②敷地内においては、可能な限り多くの部分を緑化する。 (敷地内緑化、壁面緑化、屋上緑化、ベランダ緑化等)	●	●	●	●	●	●	●
	③緑化にあたっては、沿道側を中心に中高木・花等の緑化に努める。	●	●	●	●	●	●	●
	④周辺の樹木との調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する。	●	●	●	●	●	●	●
	⑤敷地に樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、保存または移植によって修景に活かすように工夫する。	●	●	●	●	●	●	●
	⑥集合住宅等の場合、原則として、植栽のスペースとして敷地面積の5%以上を設け、間口の1/5以上を道路に面するように配置する。	—	—	●	—	—	—	—
	⑦丘陵地や海崖の斜面地に建築物等を建てる場合、道路や公園、河川、海岸等から丘陵地や海崖の樹林地への眺望を損なわないようにし、その樹林地の連続性を保つために、斜面下部にある樹林地の保全・育成に努める。また、樹林地が残っていない場合、斜面下部の緑の創出に努める。	—	●	●	●	●	●	—

景観形成のイメージ（「建築物及び工作物の新築、増築、改築など」一部抜粋）

■戸建て住宅（住宅地ゾーン）

■集合住宅（住宅地ゾーン）



<建物の高さ※建築基準法に基づく高さ>

- ・原則10m以下とする

<屋根>

- ・勾配屋根（赤瓦屋根等）に努める

<屋外設備>

- ・露出させないようにする

<建築物の外壁>

- ・極端な高彩度、低明度を避ける
- ・外装材は反射素材を避ける

<屋外駐車場>

- ・出入り口を集約し、可能な限り、生垣等により修景する

<緑化>

- ・1敷地に1本以上の樹木を植栽する
- ・沿道側を中心に中高木・花等の緑化に努める

<前面道路側の壁面後退>

- ・可能な限り後退し、敷地内に日だまりとゆとりを確保するように工夫する

<垣・柵・塀>

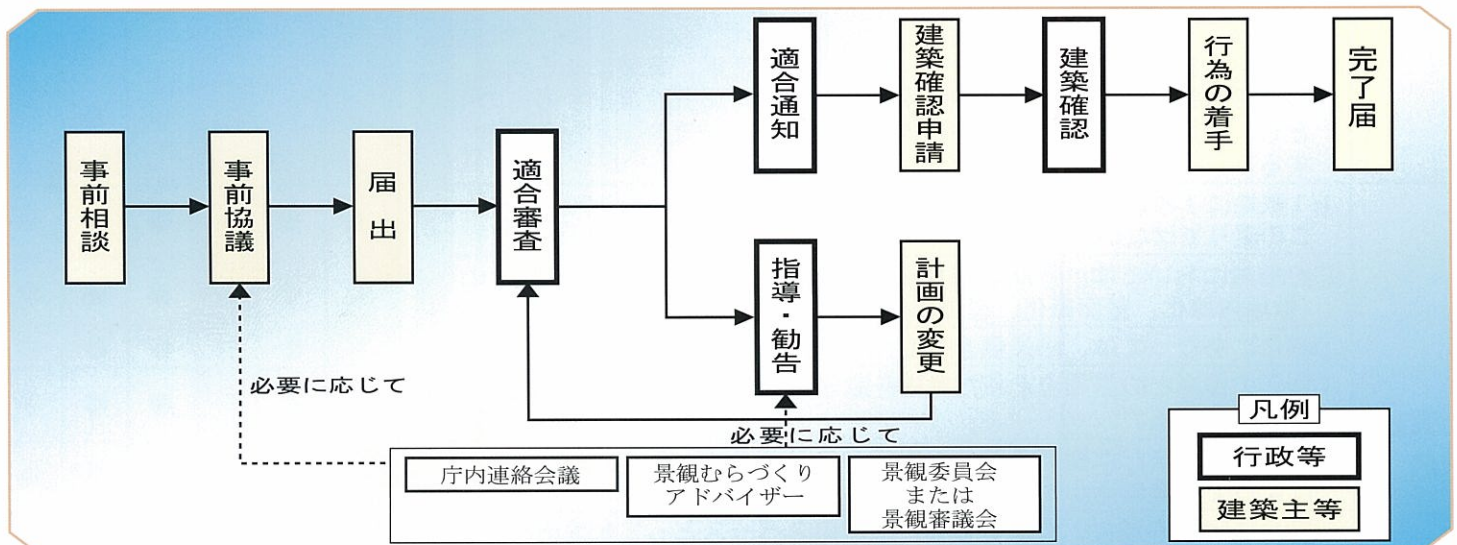
- ・可能な限り木材、石材等の自然素材、または生垣を使用する
- ・ブロック塀やコンクリート塀、石垣を設置する場合の高さは、圧迫感を与えないように努める

- ・集合住宅等の場合、原則として、植栽のスペースとして敷地面積の5%以上を設け、間口の1/5以上を道路に面するように配置する

届出対象となる規模 以下の届出対象に該当する場合は、宜野座村に届出することになります

建築物及び工作物の新築、増築、改築など		開発行為など	
建築物	①高さが8m以上または建築面積500㎡以上 ②上記に該当する建物のうち、外観の変更が10㎡以上のもの	開発行為 土地の形質の変更 木竹の植栽又は伐採	①土地の面積が500㎡以上のもの
工作物	①高さが3m以上のもの（擁壁、柵、塀など） ②高さが10m以上のもの（記念碑、煙突、電波塔など） ③高さが20m以上（鉄塔など）	屋外における物件の堆積	①堆積の高さが5m以上のものまたはその用途に供される土地の面積が500㎡以上のもの

届出行為の流れ



※宜野座村景観むらづくり計画の詳細は、村企画課カウンター並びに宜野座村ホームページ (<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/>) に掲載しています。

お問い合わせ

宜野座村 企画課 TEL: (098) 968-5100 (直通)
〒904-1392 沖縄県宜野座村字宜野座296番地